

令和4年 3月 2日 開会

令和4年 月 日 閉会

令和4年

第1回別海町議会定例会議案

別 海 町 議 会

令和４年 第１回別海町議会定例会提出議案

議案番号	目次	頁
議案第２号	令和４年度別海町一般会計予算	1
議案第３号	令和４年度別海町国民健康保険特別会計予算	2
議案第４号	令和４年度別海町介護サービス事業特別会計予算	3
議案第５号	令和４年度別海町介護保険特別会計予算	4
議案第６号	令和４年度別海町後期高齢者医療特別会計予算	5
議案第７号	令和４年度町立別海病院事業会計予算	6
議案第８号	令和４年度別海町水道事業会計予算	7
議案第９号	令和４年度別海町下水道等事業会計予算	8
議案第１０号	令和３年度別海町一般会計補正予算	9
議案第１１号	令和３年度別海町国民健康保険特別会計補正予算	10
議案第１２号	令和３年度別海町下水道事業特別会計補正予算	11
議案第１３号	令和３年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算	12
議案第１４号	令和３年度別海町介護保険特別会計補正予算	13
議案第１５号	令和３年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算	14
議案第１６号	令和３年度町立別海病院事業会計補正予算	15
議案第１７号	令和３年度別海町水道事業会計補正予算	16
議案第１８号	別海町生涯学習センター設置及び管理等に関する条例の制定について	17
議案第１９号	議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の一部を改正する条例の制定について	23
議案第２０号	別海町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について	26
議案第２１号	別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	27
議案第２２号	別海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	31
議案第２３号	別海町証紙条例の一部を改正する条例の制定について	33
議案第２４号	別海町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について	36

議 案 番 号	目 次	頁
議案第 2 5 号	別海町道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	38
議案第 2 6 号	別海町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	40
議案第 2 7 号	別海町公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	42
議案第 2 8 号	根室町村等公平委員会規約の変更について	46
議案第 2 9 号	工事請負契約の締結について	48
議案第 3 0 号	工事請負契約の締結について	49
議案第 3 1 号	工事請負契約の一部変更について	51
議案第 3 2 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	52
議案第 3 3 号	町道の路線認定及び廃止について	62
同意第 1 号	根室町村等公平委員会委員の選任について	66

議案第 2 号

令和 4 年度別海町一般会計予算

令和 4 年度別海町一般会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 4 年 3 月 2 日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第 3 号

令和 4 年度別海町国民健康保険特別会計予算

令和 4 年度別海町国民健康保険特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 4 年 3 月 2 日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第 4 号

令和 4 年度別海町介護サービス事業特別会計予算

令和 4 年度別海町介護サービス事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 4 年 3 月 2 日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第 5 号

令和 4 年度別海町介護保険特別会計予算

令和 4 年度別海町介護保険特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 4 年 3 月 2 日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第 6 号

令和 4 年度別海町後期高齢者医療特別会計予算

令和 4 年度別海町後期高齢者医療特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 4 年 3 月 2 日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第 7 号

令和 4 年度町立別海病院事業会計予算

令和 4 年度町立別海病院事業会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 4 年 3 月 2 日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第 8 号

令和 4 年度別海町水道事業会計予算

令和 4 年度別海町水道事業会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 4 年 3 月 2 日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第 9 号

令和 4 年度別海町下水道等事業会計予算

令和 4 年度別海町下水道等事業会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 4 年 3 月 2 日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第 10 号

令和 3 年度別海町一般会計補正予算

令和 3 年度別海町一般会計補正予算（第 9 号）を別冊のとおり提出する。

令和 4 年 3 月 2 日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第 11 号

令和 3 年度別海町国民健康保険特別会計補正予算

令和 3 年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり提出する。

令和 4 年 3 月 2 日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第 12 号

令和 3 年度別海町下水道事業特別会計補正予算

令和 3 年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

令和 4 年 3 月 2 日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第 13 号

令和 3 年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算

令和 3 年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

令和 4 年 3 月 2 日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第 14 号

令和 3 年度別海町介護保険特別会計補正予算

令和 3 年度別海町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり提出する。

令和 4 年 3 月 2 日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第 15 号

令和 3 年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算

令和 3 年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

令和 4 年 3 月 2 日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第 16 号

令和 3 年度町立別海病院事業会計補正予算

令和 3 年度町立別海病院事業会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

令和 4 年 3 月 2 日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第 17 号

令和 3 年度別海町水道事業会計補正予算

令和 3 年度別海町水道事業会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり提出する。

令和 4 年 3 月 2 日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第18号

別海町生涯学習センター設置及び管理等に関する条例の制定について

別海町生涯学習センター設置及び管理等に関する条例を次のように制定する。

令和4年3月2日提出

別海町長 曾 根 興 三

別海町生涯学習センター設置及び管理等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、別海町生涯学習センター（以下「センター」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 本町における文化の振興、教養の向上及び福祉の増進を図るため、センターを設置する。

(付帯施設)

第3条 センターの付帯施設として別海町青少年プラザ（以下「付帯施設」という。）を置く。

(名称及び位置)

第4条 センター及び付帯施設（以下「センター等」という。）の名称及び位置は、次の

とおりとする。

名称	位置
別海町生涯学習センター	別海町別海旭町 1 4 9 番地 1
別海町青少年プラザ	別海町別海旭町 4 7 番地 1

(管理及び運営)

第 5 条 センター等は、別海町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理運営する。

(職員)

第 6 条 センター等にセンター長その他必要な職員を置く。

(使用の許可)

第 7 条 センター等を使用する者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は前項の許可をする場合において、センター等の管理上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。

(使用の制限)

第 8 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 建物、付属設備又は備付物品（以下「付属設備等」という。）の破損、汚損又は滅失のおそれがあるとき。
- (3) 暴力団その他集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 公益上又はセンター等の管理運営上支障があると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか教育委員会において不適當と認めるとき。

(使用料)

第 9 条 第 7 条第 1 項の規定によりセンター等の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第 1 に定める額の使用料を納入しなければならない。

2 使用者がセンター等の付属設備等を使用するときは、前項に定める使用料とは別に教育委員会規則で定める使用料を納入しなければならない。

(使用料の減免)

第10条 教育委員会は特に必要と認めたときは、前条の使用料を減免することができる。

(使用料の返還)

第11条 既納の使用料は返還しない。ただし、次の場合においては、その全部又は一部を返還することができる。

(1) 使用者の責任によらない理由により、使用することができなくなったとき。

(2) 使用前に使用の許可の取消し又は記載事項の変更の申出をし、教育委員会が相当の理由があると認めたとき。

(3) 第13条第4号又は第5号の規定により、使用を停止し、又は使用の許可を取消したとき。

(目的外使用の禁止)

第12条 使用者は、許可を受けないで使用目的を変更し、又は使用の権利を他人へ譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用の停止又は取消し)

第13条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の取消し又は使用の停止若しくは使用許可の条件を変更することができる。この場合において、使用者に損害が生じても教育委員会は賠償の責めを負わない。

(1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(2) 使用許可の条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正な手段により第7条第1項に規定する許可を受けたとき。

(4) 災害その他不可抗力による理由により、使用させることができなくなったとき、又は使用させることが不相当と認められるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認めるとき。

(特別設備等の制限)

第14条 使用者は、センター等の使用に当たり特別の設備をし、又は備付け以外の物品を持ち込み使用するときには、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、管理運営上必要があると認めるときは、必要な設備を設置させることができる。

3 前2項の特別の設備のために要する費用は、使用者の負担とする。

(原状回復)

第15条 使用者は、その使用を終えたとき、又は使用の停止若しくは使用の取消しを命ぜられたときは、直ちに使用場所及び付属設備等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第16条 使用により建物及び付属設備等を破損し、又は滅失したときは、使用者は、教育委員会と協議し、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない事情があると認めるときは、これを減免することができる。

(職員の立入り)

第17条 使用者は、使用中の場所に職員が職務執行のために立入ることを拒むことができない。

(入場の制限)

第18条 教育委員会は、公益上又はセンター等の管理上適当でないと認めた者に対して入場を拒否し、又は退場を命ずることができる。

(行為の禁止)

第19条 センター等においては、営利を目的とした物品の販売、寄付の要請その他これに類する行為をしてはならない。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(別海町マルチメディア館条例の廃止)

- 2 別海町マルチメディア館条例（平成11年別海町条例第8号）は、廃止する。

別表第 1（第 9 条関係）

（１） センター使用料一覧（１時間当たりの額）

室名	区分	金額
ホール	使用料	1,350円
舞台	使用料	1,070円
控室 1	使用料	100円
控室 2	使用料	100円
控室 3	使用料	90円
リハーサル室 1	使用料	630円
リハーサル室 2	使用料	340円
親子活動室	使用料	620円
団体活動室	使用料	300円
調理実習室	使用料	340円
会議室 1	使用料	870円
会議室 2	使用料	580円
木工美術室	使用料	470円
陶芸室	使用料	350円
和室	使用料	350円
茶室	使用料	220円
ふれあいいきいきサロン	使用料	280円

（２） 付帯施設使用料一覧（１時間当たりの額）

室名	区分	金額
マルチメディアホール	使用料	930円
	暖房料	600円
研修室	使用料	300円
	暖房料	160円
個別ブース	使用料	100円
	暖房料	70円

会議室	使用料	230円
	暖房料	100円
アナブース	使用料	100円
	暖房料	70円

付記

- 1 付帯施設における暖房料の徴収期間は、毎年11月1日から翌年4月30日までとする。ただし、この期間外にあっても暖房を使用した場合は、これに相当する額を徴収する。

議案第 19 号

議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 3 月 2 日提出

別海町長 曾 根 興 三

議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の一部を改正する条例

議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例（昭和 40 年別海村条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「次の各号の期間を超えて長期かつ独占的に利用させる場合は議会の議決を得なければならない。」を「次の各号に掲げる公の施設について、5 年を超えて独占的に利用させる場合は、議会において、出席議員の過半数の議決を経なければならない。」に改め、同条各号を次のように改める。

- （１） 地域会館、地域センター
- （２） 地域防災センター
- （３） ごみ処理施設

- (4) 墓地
- (5) 保育園、児童館
- (6) ケアセンター、ケアハウス
- (7) 老人保健施設
- (8) 保健センター、母子健康センター
- (9) 酪農研修牧場施設
- (10) 畜牛育成牧場施設
- (11) 農漁村広場
- (12) 酪農工場、農漁村加工体験施設
- (13) コミュニティセンター
- (14) 公園
- (15) 交流館
- (16) ふるさと交流館
- (17) キャンプ場
- (18) ネイチャーセンター
- (19) 公営住宅
- (20) 学校
- (21) 幼稚園
- (22) 社会体育施設
- (23) 生涯学習センター、公民館
- (24) 図書館、郷土資料館
- (25) 病院、診療所
- (26) 上水道事業施設
- (27) 下水道事業施設

第3条中「次の各号の期間を超えて独占的に利用させる場合、又は、」を「次の各号に掲げる公の施設について、10年を超えて独占的に利用させる場合又は」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 地域会館、地域センター
- (2) 地域防災センター
- (3) 保育園、児童館

- (4) ケアセンター、ケアハウス
- (5) 老人保健施設
- (6) 保健センター、母子健康センター
- (7) 公園
- (8) 交流館
- (9) ふるさと交流館
- (10) 公営住宅
- (11) 学校
- (12) 幼稚園
- (13) 社会体育施設
- (14) 生涯学習センター、公民館
- (15) 図書館、郷土資料館
- (16) 病院、診療所
- (17) 上水道事業施設
- (18) 下水道事業施設

附 則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

議案第 20 号

別海町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について

別海町監査委員条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 3 月 2 日提出

別海町長 曾 根 興 三

別海町監査委員条例の一部を改正する条例

別海町監査委員条例（平成 9 年別海町条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「3 人」を「2 人」に改める。

第 3 条を削り、第 4 条を第 3 条とし、第 5 条から第 13 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和 4 年 3 月 13 日から施行する。

議案第 21 号

別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 3 月 2 日提出

別海町長 曾 根 興 三

別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年別海町条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 3 節 特例地域型保育給付費に関する基準（第 51 条・第 52 条）」の次に「第 4 章 雑則（第 53 条）」を加える。

第 5 条第 2 項から第 6 項までを削る。

第 38 条第 2 項を削る。

第 42 条第 1 項第 3 号中「この号」の次に「及び第 4 項第 1 号」を加える。

本則に次の 1 章を加える。

第 4 章 雑則

(電磁的記録等)

第53条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項

を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から第5項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 22 号

別海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

別海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 3 月 2 日提出

別海町長 曾 根 興 三

別海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

別海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年別海町条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 5 章 事業所内保育事業（第 42 条—第 48 条）」の次に「第 6 章 雑則（第 49 条）」を加える。

本則に次の 1 章を加える。

第 6 章 雑則

（電磁的記録）

第 49 条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複

本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 23 号

別海町証紙条例の一部を改正する条例の制定について

別海町証紙条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 3 月 2 日提出

別海町長 曾 根 興 三

別海町証紙条例の一部を改正する条例

別海町証紙条例（昭和 51 年別海町条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 21 条に規定するし尿処理手数料、」を削る。

第 3 条第 1 項第 1 号を削り、同項第 2 号中「の種類」を削り、同号を同項第 1 号とし、同項第 3 号を同項第 2 号とする。

第 7 条中「若しくはき損」を「、若しくは毀損」に改める。

第 8 条中「又は」を「、又は」に改め、同条ただし書中「若しくは」を「、若しくは」に、「止むを得ない」を「やむを得ない」に改める。

様式中「

収 入 証 紙 (甲)		収 入 証 紙 (乙)
<u>金 1 0 円</u>	別 海 町 長 之 印	<u>金 1 0 円</u>
し尿処理専用		

収 入 証 紙 (甲)		収 入 証 紙 (乙)
<u>金 1 0 0 円</u>	別 海 町 長 之 印	<u>金 1 0 0 円</u>
し尿処理専用		

収 入 証 紙 (甲)		収 入 証 紙 (乙)
<u>金 1, 0 0 0 円</u>	別 海 町 長 之 印	<u>金 1, 0 0 0 円</u>
し尿処理専用		

」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和４年６月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前の第３条第１項第１号に規定する収入証紙（消印されたもの又は著しく汚染し、若しくは毀損したものを除く。以下「廃止し尿処理証紙」という。）は、施行日から令和９年５月３１日までの間に限り、これを町に返還して還付金の支払を受けることができる。
- 3 この条例の施行の際、第５条第１項の規定により廃止し尿処理証紙の売りさばき人に指定されている者は、同条第２項の規定により買い受けた廃止し尿処理証紙を、施行日以後遅滞なく町に返還しなければならない。

議案第 24 号

別海町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

別海町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 3 月 2 日提出

別海町長 曾 根 興 三

別海町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

別海町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 13 年別海町条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 24 条」を「第 23 条」に、「第 25 条」を「第 24 条」に、「第 26 条」を「第 25 条」に、「第 29 条」を「第 28 条」に、「第 30 条」を「第 29 条」に、「第 31 条」を「第 30 条」に改める。

第 16 条第 1 項第 4 号中「第 6 条に定める」を「別表第 6 中 2 の項の上欄に掲げる」に改め、同条第 5 号中「等」を削り、同条第 6 号中「処理」を「、運搬及び処分」に改める。

第 21 条中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とする。

第 22 条第 3 項中「納入しなければならない」を「徴収する」に改める。

第 23 条を削る。

第 24 条中「第 22 条」を「前条」に改め、同条を第 23 条とする。

第 3 章中第 25 条を第 24 条とする。

第４章中第２６条を第２５条とし、第２７条から第２９条までを１条ずつ繰り上げる。
第５章中第３０条を第２９条とし、第３１条を第３０条とする。

附 則

この条例は、令和４年６月１日から施行する。ただし、第１６条の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第 25 号

別海町道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

別海町道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 3 月 2 日提出

別海町長 曾 根 興 三

別海町道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例

別海町道路の構造の技術的基準等を定める条例（平成 25 年別海町条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「第 4 1 条」を「第 4 2 条」に改める。

第 3 1 条中「横断歩道橋等」の次に「、自動運行補助施設」を加える。

第 4 2 条を第 4 3 条とし、第 4 1 条の次に次の 1 条を加える。

（歩行者利便増進道路）

第 4 2 条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する

必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

- 3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。）は、別海町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例（平成25年別海町条例第6号）で定める基準に適合する構造とするものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 26 号

別海町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

別海町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 3 月 2 日提出

別海町長 曾 根 興 三

別海町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

別海町道路占用料徴収条例（昭和 50 年別海町条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

別表法第 32 条第 1 項第 2 号に掲げる物件の項の次に次のように加える。

法第 32 条第 1 項第 3 号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第 2 条第 2 項第 5 号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	2
			その他のもの		7

		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1 本につき 1 年	540
		その他のもの	上空に設ける もの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	340
			地下に設ける もの		200
	その他のもの				680

別表中「第 3 号及び」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 27 号

別海町公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

別海町公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 3 月 2 日提出

別海町長 曾 根 興 三

別海町公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例

別海町公民館設置及び管理等に関する条例（平成 24 年別海町条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号中「西本町 52 番地」を「旭町 149 番地 1（別海町生涯学習センター内）」に改める。

第 13 条中「前納」を「納入」に改める。

第 19 条中「が別に」を「規則で」に改め、同条を第 20 条とし、第 18 条の次に次の 1 条を加える。

（適用除外）

第 19 条 別海町中央公民館の使用については、前 9 条の規定は適用せず、別海町生涯学習センター設置及び管理等に関する条例（令和 4 年条例第 号）の定めるところによる。
別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 （第13条関係）

（1）別海町西公民館使用料一覧（1 時間当たりの額）

室名		区分	金額	室名		区分	金額
大集会室		使用料	930円	研修室	1 号 (和室)	使用料	100円
		暖房料	600円			暖房料	70円
大会議室		使用料	360円		2 号 (和室)	使用料	100円
		暖房料	200円			暖房料	70円
会議室	1 号	使用料	230円	調理実習室		使用料	270円
		暖房料	100円			暖房料	160円
	2 号	使用料	230円	相談室		使用料	100円
		暖房料	100円			暖房料	70円
小会議室		使用料	300円				
		暖房料	160円				

（2）別海町東公民館使用料一覧（1 時間当たりの額）

室名		区分	金額	室名		区分	金額
大集会室		使用料	930円	研修室	1 号 (和室)	使用料	100円
		暖房料	600円			暖房料	70円
会議室	1 号	使用料	230円		2 号 (和室)	使用料	100円
		暖房料	100円			暖房料	70円
	2	使用料	230円	調理実習室		使用料	270円

	号	暖房料	100円		暖房料	160円
小会議室		使用料	100円	実験実習室	使用料	270円
		暖房料	70円		暖房料	160円
				相談室	使用料	230円
					暖房料	100円

(3) 別海町西公民館及び別海町東公民館の機器等備品使用料

品名		事項	使用料	備考
ステージ照明機器		一式1回	1,100円	館内のみ
スポットライト		1個	220円	館内のみ
放送施設		一式1回	540円	館内のみ
暗幕		1枚	50円	
キャンプ用テント		一組	320円	
移動用放送機器		一式1回	1,100円	
ピアノ		1回	540円	館内のみ
ビデオプロジェクター		1回	540円	
山台		1個	110円	
展示用パネル		1枚	110円	
陶芸用窯 (電気窯 15 K W)	素焼き	1回	1,320円	
	本焼き	1回	2,200円	

陶芸用窯 (電気窯 25 K W)	素焼き	1 回	2,200円	
	本焼き	1 回	3,300円	
陶芸用窯 (灯油窯)	素焼き	1 回	880円	
	本焼き	1 回	1,320円	

付記

- 1 使用者が入場料又はこれに類するものを徴収し、若しくは商売行為をする場合の使用料は、使用料の10倍以内とし、町民以外が使用する場合は、使用料の2倍以内として教育委員会が別に定める。
- 2 別海町西公民館及び別海町東公民館の暖房料の徴収期間は、毎年11月1日から翌年4月30日までとする。ただし、この期間外であっても暖房を使用する場合は、これに相当する額を徴収する。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 28 号

根室町村等公平委員会規約の変更について

地方自治法第 252 条の 7 第 2 項の規定により、根室町村等公平委員会規約を次のとおり変更する。

令和 4 年 3 月 2 日提出

別海町長 曾 根 興 三

根室町村等公平委員会規約の一部を改正する規約

根室町村等公平委員会規約の一部を次のとおり改正する。

第 1 条中「別海町、中標津町、標津町、羅臼町、根室北部衛生組合、根室北部消防事務組合、中標津町外 2 町葬斎組合、根室北部廃棄物処理広域連合」を削り、同条に次の各号を加える。

- (1) 別海町
- (2) 中標津町
- (3) 標津町
- (4) 羅臼町
- (5) 根室北部衛生組合
- (6) 根室北部消防事務組合
- (7) 中標津町外 2 町葬斎組合

(8) 根室北部廃棄物処理広域連合

第3条第1項中「町、一部事務組合及び広域連合」を「関係町等」に、「標津町長」を「中標津町長」に改め、同条第2項中「標津町条例」を「中標津町条例」に改める。

第4条第1項中「根室町村会」を「中標津町役場」に改め、同条第2項中「1人」を「2人以内」に改める。

第5条中「標津町条例」を「中標津町条例」に改める。

第6条中「標津町」を「中標津町」に改める。

附 則

- 1 この規約は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規約施行の際、改正前の根室町村等公平委員会規約の規定により標津町長が選任した公平委員会の委員は、この規約による改正後の根室町村等公平委員会規約の相当規定に基づいて、中標津町長が選任したものとみなす。
- 3 この規約施行前の証人等の費用弁償については、なお従前の例による。

議案第 29 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

令和4年3月2日提出

別海町長 曾 根 興 三

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | グリーンハイツ長寿命化改修建築主体工事 |
| 2 | 契約の方法 | 簡易公募型指名競争入札による契約 |
| 3 | 契約金額 | 105,600,000円
(内消費税及び地方消費税額 9,600,000円) |
| 4 | 契約の相手方 | 島影・近藤経常共同企業体
経常共同企業体構成員
代表者 野付郡別海町別海99番地43
島影建設株式会社
代表取締役社長 島影 輝雄
野付郡別海町別海旭町202番地の2
近藤建設株式会社
代表取締役 近藤 孝広 |

議案第30号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

令和4年3月2日提出

別海町長 曾 根 興 三

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | イーストタウン寿団地公営住宅改修建築主体工事（2号棟） |
| 2 契約の方法 | 簡易公募型指名競争入札による契約 |
| 3 契約金額 | 82,390,000円
(内消費税及び地方消費税額 7,490,000円) |
| 4 契約の相手方 | 三共・みどり・岡田経常共同企業体
経常共同企業体構成員
代表者 野付郡別海町西春別99番地の48
株式会社三共工務店
代表取締役 森田 雅浩
野付郡別海町西春別駅前西町46番地
みどり建工株式会社
代表取締役 庄司 豊 |

野付郡別海町西春別宮園町 1 1 番地

株式会社岡田工務店

代表取締役 岡田 啓

議案第 31 号

工事請負契約の一部変更について

令和3年3月4日議案第29号により議決を経て締結した、北海道公設光ファイバ整備推進協議会 高度無線環境整備工事請負契約の一部を次のように変更したいので、議会の議決を求める。

令和4年3月2日提出

別海町長 曾 根 興 三

契約金額「7,641,480,000円（内消費税及び地方消費税額694,680,000円）」を「7,245,825,400円（内消費税及び地方消費税額658,711,400円）」に改める。

議案第 3 2 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 8 項の規定に基づき、中春別、豊原、中西別、大成、泉川、本別、上風連及び奥行辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更する。

令和 4 年 3 月 2 日提出

別海町長 曾 根 興 三

総合整備計画書

(第4次変更)

北海道別海町中春別辺地
(辺地の人口 947人、面積 125.2km²)

1. 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

野付郡別海町中春別

(2) 地域の中心の位置

野付郡別海町中春別西町3番地1

(3) 辺地度点数

109点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

- 交通道路～ 近年の交通量の増大、大型農作業機械の通行に対処するため計画的に橋梁の架け替え及び改修を実施し、延命化を図る必要がある。【中春別東町本通中通線 (L=120m W=5.0m)】
- 通学バス～ 本辺地から中春別小・中学校への遠距離通学対策として通学バスは必要不可欠なものであるが、現存車両の老朽化が進んでいるため、更新購入する必要がある。
- 集会施設～ 住民の交流等を行う場として必要不可欠な施設であるが、建築から相当年数が経過し老朽化が著しいため、改修を実施し、延命化を図る必要がある。
- 下水道～ 施設の老朽化に伴う事故・機能停止は社会生活に重大な影響を及ぼすため、改築・更新を計画的に進める必要がある。
- 産業道路～ 大型農作業機械の通行及び生産物の搬出に対処するため改良・舗装の必要がある。【東富岡地区 (L=1,033m W=4.0m)、平成地区 (L=3,798m W=5.5m)】
- 産業農林道～ 大型農作業機械の通行及び生産物の搬出に対処するため改良・舗装の必要がある。【平和地区 (L=1,610m W=4.0m)】
- 経営近代化施設～ 安定した畜産物供給体制の確立のため草地整備等を行い、自給飼料基盤の強化を図る必要がある。
- 電気通信施設～ 現在、光ブロードバンドサービスの提供エリアは町内の一部に限られており、電気通信に係る地域間格差の解消を図るため、光回線の整備を進める必要がある。

3. 公共的施設の整備計画

令和元年度から令和5年度までの5年間

(単位:千円)

施 設 名	区 分 事業主体名	事 業 費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の 予 定 額
			特定財源	一般財源	
交 通 道 路 (橋梁長寿命化補修事業外1事業)	別 海 町	38,200	19,833	18,367	18,200
通 学 バ ス (スクールバス購入事業)	別 海 町	11,538	3,750	7,788	7,700
集 会 施 設 (地域会館等整備事業)	別 海 町	15,700		15,700	13,900
下 水 道 (農業集落排水事業)	別 海 町	166,000	83,000	83,000	41,500
産 業 道 路 (東富岡地区基盤整備促進事業外1事業)	北 海 道 町	295,668	215,095	80,573	77,800
産 業 農 林 道 (平和地区農道整備事業)	北 海 道	(90,000) 64,000	(69,750) 49,600	(20,250) 14,400	(20,200) 14,300
経 営 近 代 化 施 設 (畜産担い手総合整備型再編整備事業)	北海道農業公社	(411,242) 373,572	(386,565) 351,155	(24,677) 22,417	(24,500) 22,300
電 気 通 信 施 設 (光ファイバ整備事業)	別 海 町	325,800	219,400	106,400	106,400
合 計		(1,354,148)	(997,393)	(356,755)	(310,200)
		1,290,478	941,833	348,645	302,100

総合整備計画書

(第3次変更)

北海道別海町豊原辺地
(辺地の人口 283人、面積 51.6km²)

1. 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

野付郡別海町豊原

(2) 地域の中心の位置

野付郡別海町豊原29番地38

(3) 辺地度点数

259点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

交通道路～ 近年の交通量の増大、大型農作業機械の通行に対処するため計画的に橋梁の架け替え及び改修を実施し、延命化を図る必要がある。

産業農林道～ 大型農作業機械の通行及び生産物の搬出に対処するため改良・舗装の必要がある。【豊原南地区(L=4,034m W=4.0m)】

経営近代化施設～ 安定した畜産物供給体制の確立のため草地整備等を行い、自給飼料基盤の強化を図る必要がある。

電気通信施設～ 現在、光ブロードバンドサービスの提供エリアは町内の一部に限られており、電気通信に係る地域間格差の解消を図るため、光回線の整備を進める必要がある。

3. 公共的施設の整備計画

平成30年度から令和4年度までの5年間

(単位:千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
交通道路 (橋梁長寿命化補修事業外1事業)	別海町	57,500	6,835	50,665	50,500
産業農林道 (豊原南地区農道整備事業)	北海道	68,700	53,242	15,458	15,400
経営近代化施設 (畜産担い手総合整備型再編整備事業)	北海道農業公社	(219,007) 135,303	(205,871) 127,184	(13,136) 8,119	(13,000) 8,000
電気通信施設 (光ファイバ整備事業)	別海町	134,290	90,490	43,800	43,800
合 計		(479,497) 395,793	(356,438) 277,751	(123,059) 118,042	(122,700) 117,700

総合整備計画書

(第3次変更)

北海道別海町中西別辺地
(辺地の人口 633人、面積 136.2km²)

1. 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

野付郡別海町中西別

(2) 地域の中心の位置

野付郡別海町中西別本町18番地

(3) 辺地度点数

126点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

交通道路～ 近年の交通量の増大、大型農作業機械の通行に対処するため計画的に橋梁の架け替え及び改修を実施し、延命化を図る必要がある。【中西別上風連線(L=5,605m W=5.5m)、中西別緑町1条通線(L=140m W=4.0m)】

通学バス～ 本辺地から中西別小・中学校への遠距離通学対策として通学バスは必要不可欠なものであるが、現存車両の老朽化が進んでいるため、更新購入する必要がある。

産業道路～ 大型農作業機械の通行及び生産物の搬出に対処するため改良・舗装の必要がある。【北中西別地区(L=2,048m W=4.0m)】

経営近代化施設～ 安定した畜産物供給体制の確立のため草地整備等を行い、自給飼料基盤の強化を図る必要がある。

電気通信施設～ 現在、光ブロードバンドサービスの提供エリアは町内の一部に限られており、電気通信に係る地域間格差の解消を図るため、光回線の整備を進める必要がある。

3. 公共的施設の整備計画

令和元年度から令和5年度までの5年間

(単位:千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
交通道路 (橋梁長寿命化補修事業外2事業)	別海町	1,417,123	970,518	446,605	444,300
通学バス (スクールバス購入事業)	別海町	(23,252) 0	(3,750) 0	(19,502) 0	(19,000) 0
産業道路 (北中西別地区農道整備事業)	北海道	274,100	137,050	137,050	137,000
経営近代化施設 (畜産担い手総合整備型再編整備事業)	北海道農業公社	124,800	117,312	7,488	7,300
電気通信施設 (光ファイバ整備事業)	別海町	354,400	238,610	115,790	115,700
合 計		(2,193,675) 2,170,423	(1,467,240) 1,463,490	(726,435) 706,933	(723,300) 704,300

総合整備計画書

(第3次変更)

北海道別海町大成辺地
(辺地の人口 179人、面積 28.6km²)

1. 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

野付郡別海町大成

(2) 地域の中心の位置

野付郡別海町大成33番地5

(3) 辺地度点数

250点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

交通道路～ 近年の交通量の増大、大型農作業機械の通行に対処するため計画的に橋梁の架け替え及び補修を実施し、延命化を図る必要がある。

産業農林道～ 大型農作業機械の通行及び生産物の搬出に対処するため改良・舗装及び防雪柵設置の必要がある。【大成零号地区(L=3,739m W=4.0m)、東柏野地区(L=2,220m W=4.0m)、大成53線地区(L=932m W=4.0m)、大成55線地区(L=570m W=4.0m)、南1号地区(防雪柵設置)】

経営近代化施設～ 安定した畜産物供給体制の確立のため草地整備等を行い、自給飼料基盤の強化を図る必要がある。

電気通信施設～ 現在、光ブロードバンドサービスの提供エリアは町内の一部に限られており、電気通信に係る地域間格差の解消を図るため、光回線の整備を進める必要がある。

3. 公共的施設の整備計画

平成30年度から令和4年度までの5年間

(単位:千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
交通道路 (橋梁長寿命化補修事業)	別海町	29,000	18,022	10,978	10,800
産業農林道 (大成53線地区基盤整備促進事業外4事業)	北海道 別海町	(811,359) 778,400	(541,127) 515,847	(270,232) 262,553	(269,700) 262,100
経営近代化施設 (畜産担い手総合整備型再編整備事業)	北海道農業公社	(35,600) 0	(33,464) 0	(2,136) 0	(2,100) 0
電気通信施設 (光ファイバ整備事業)	別海町	74,400	50,100	24,300	24,300
合 計		(950,359) 881,800	(642,713) 583,969	(307,646) 297,831	(306,900) 297,200

総合整備計画書

(第3次変更)

北海道別海町泉川辺地
(辺地の人口 317人、面積 58.7km²)

1. 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

野付郡別海町泉川

(2) 地域の中心の位置

野付郡別海町泉川107番地52

(3) 辺地度点数

191点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

交通道路～ 近年の交通量の増大、大型農作業機械の通行に対処するため計画的に橋梁の架け替え及び改修を実施し、延命化を図る必要がある。【別海西部第2地区泉川北6線 (L=1,000m W=5.5m)】

産業農林道～ 大型農作業機械の通行及び生産物の搬出に対処するため改良・舗装の必要がある。【北栄西地区 (L=2,100m W=4.0m)、光進北地区 (L=1,108m W=4.0m)】

経営近代化施設～ 農業経営の近代化を図るため、安定した用水の供給が必要である。

電気通信施設～ 現在、光ブロードバンドサービスの提供エリアは町内の一部に限られており、電気通信に係る地域間格差の解消を図るため、光回線の整備を進める必要がある。

3. 公共的施設の整備計画

平成30年度から令和4年度までの5年間

(単位:千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
交通道路 (別海西部第2地区泉川北6線補修事業外1事業)	別海町	(55,400) 10,000	(6,214) 6,214	(49,186) 3,786	(48,700) 3,700
産業農林道 (光進北地区基盤整備促進事業外1事業)	別海町	(247,132) 242,500	(82,500) 109,120	(164,632) 133,380	(164,400) 132,700
経営近代化施設 (環境保全型かんがい排水事業)	国	8,671,672	8,565,083	106,589	64,100
電気通信施設 (光ファイバ整備事業)	別海町	(152,800) 184,406	(102,900) 122,900	(49,900) 61,506	(49,900) 61,500
合計		(9,127,004) 9,108,578	(8,756,697) 8,803,317	(370,307) 305,261	(327,100) 262,000

総合整備計画書

(第4次変更)

北海道別海町本別辺地
(辺地の人口 147人、面積 28.3km²)

1. 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

野付郡別海町本別

(2) 地域の中心の位置

野付郡別海町本別50番地33

(3) 辺地度点数

196点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

通学バス～ 本辺地から上西春別小・中学校への遠距離通学対策として通学バスは必要不可欠なものであるが、現存車両の老朽化が進んでいるため、更新購入する必要がある。

交通道路～ 近年の交通量の増大、大型農作業機械の通行に対処するため、計画的に道路の改修、橋梁の架け替え及び補修を実施し、延命化を図る必要がある。【本別誘導線 (L=5,475m W=5.5m)】

経営近代化施設～ 農業経営の近代化を図るため、安定した用水の供給が必要である。また、安定した畜産物供給体制の確立のため草地整備等を行い、自給飼料基盤の強化を図る必要がある。

電気通信施設～ 現在、光ブロードバンドサービスの提供エリアは町内の一部に限られており、電気通信に係る地域間格差の解消を図るため、光回線の整備を進める必要がある。

3. 公共的施設の整備計画

平成30年度から令和4年度までの5年間

(単位:千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
通学バス (スクールバス購入事業)	別海町	11,796	3,680	8,116	8,000
交通道路 (本別誘導線整備事業外1事業)	別海町	551,846	330,939	220,907	218,800
経営近代化施設 (畜産担い手総合整備型再編整備事業外1事業)	国	(35,805)	(34,301)	(1,504)	(1,400)
	北海道農業公社	31,815	30,550	1,265	1,100
電気通信施設 (光ファイバ整備事業)	別海町	73,600	49,600	24,000	24,000
合 計		(673,047) 669,057	(418,520) 414,769	(254,527) 254,288	(252,200) 251,900

総合整備計画書

(第3次変更)

北海道別海町上風連辺地
(辺地の人口 386人、面積 119.7km²)

1. 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

野付郡別海町上風連

(2) 地域の中心の位置

野付郡別海町上風連174番地44

(3) 辺地度点数

148点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

交通道路～ 近年の交通量の増大、大型農作業機械の通行に対処するため計画的に橋梁の架け替え及び補修を実施し、延命化を図る必要がある。

産業農林道～ 大型農作業機械の通行及び生産物の搬出に対処するため改良・舗装の必要がある。
【開南地区(L=3,030m W=4.0m)、上風連北地区(L=2,196m W=4.0m)、根室中部7号支線地区(L=220m W=4.0m)、開南北第1地区(L=630m W=4.0m)、開南北第2地区(L=300m W=4.0m)】

電気通信施設～ 現在、光ブロードバンドサービスの提供エリアは町内の一部に限られており、電気通信に係る地域間格差の解消を図るため、光回線の整備を進める必要がある。

3. 公共的施設の整備計画

令和2年度から令和6年度までの5年間

(単位:千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
交通道路 (橋梁長寿命化補修事業)	別海町	66,110	40,723	25,387	25,200
産業農林道 (開南北第1地区基盤整備促進事業外4事業)	北海道 別海町	(1,051,101) 979,643	(633,436) 694,314	(417,665) 285,329	(417,200) 283,800
電気通信施設 (光ファイバ整備事業)	別海町	311,500	209,800	101,700	101,700
合 計		(1,428,711) 1,357,253	(883,959) 944,837	(544,752) 412,416	(544,100) 410,700

総合整備計画書

(第1次変更)

北海道別海町奥行辺地
(辺地の人口 125人、面積 62.5km²)

1. 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

野付郡別海町奥行

(2) 地域の中心の位置

野付郡別海町奥行16番地22

(3) 辺地度点数

191点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

産業農林道～ 大型農作業機械の通行及び生産物の搬出に対処するため改良・舗装の必要がある。【奥行西地区(L=3,672m W=4.0m)】

経営近代化施設～ 安定した畜産物供給体制の確立のため草地整備等を行い、自給飼料基盤の強化を図る必要がある。

3. 公共的施設の整備計画

令和3年度から令和7年度までの5年間

(単位:千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
産業農林道 (奥行西地区農道整備事業)	北海道	460,000	356,500	103,500	103,300
経営近代化施設 (畜産担い手総合整備型再編整備事業)	北海道農業公社	(6,100) 0	(5,734) 0	(366) 0	(300) 0
合 計		(466,100) 460,000	(362,234) 356,500	(103,866) 103,500	(103,600) 103,300

議案第 33 号

町道の路線認定及び廃止について

町道の路線を次のように認定及び廃止する。

令和 4 年 3 月 2 日提出

別海町長 曾 根 興 三

1 認定する路線

路 線 番 号	路 線 名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地	備 考
64	別海南1条通線	別海町別海旭町95番地先	別海町別海西本町52番地3地先	—	道 路 法 第 8 条 第 2 項
893	尾岱沼潮見町団地北1丁目線	別海町尾岱沼潮見町13番地31地先	別海町尾岱沼潮見町13番地42地先	—	道 路 法 第 8 条 第 2 項
894	尾岱沼潮見町団地北2丁目線	別海町尾岱沼潮見町56番地25地先	別海町尾岱沼潮見町56番地120地先	—	道 路 法 第 8 条 第 2 項
895	尾岱沼潮見町団地北3丁目線	別海町尾岱沼潮見町56番地27地先	別海町尾岱沼潮見町56番地65地先	—	道 路 法 第 8 条 第 2 項
896	別海常盤町北団地1条南線	別海町別海常盤町243番地20地先	別海町別海常盤町243番地26地先	—	道 路 法 第 8 条 第 2 項
897	別海宮舞町北環状西線	別海町別海宮舞町74番地52地先	別海町別海宮舞町188番地3地先	—	道 路 法 第 8 条 第 2 項

1 認定する路線

路 線 番 号	路 線 名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地	備 考
898	別海川上町南1条通 線	別海町別海川上町20 番地24地先	別海町別海川上町20 番地11地先	—	道 路 法 第 8 条 第 2 項

2 廃止する路線

路線 番号	路線名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地	備 考
64	別海南1条通線	別海町別海旭町94番地先	別海町別海西本町52番地3地先	—	道 路 法 第 10 条 第 3 項
520	西春別57線南4号線	別海町大成88番地2地先	別海町西春別107番地2地先	—	道 路 法 第 10 条 第 3 項

同意第 1 号

根室町村等公平委員会委員の選任について

次の者を根室町村等公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 4 年 3 月 2 日提出

別海町長 曾 根 興 三

- 1 住 所 標津郡標津町北 1 条西 3 丁目 2 番 1 - 1 1 2 号
- 2 氏 名 大 木 敏 道
- 3 生年月日 昭和 3 1 年 3 月 3 日
- 4 任 期 令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで